

電子的診療情報連携体制 整備加算に係る掲示について



当院は、保険証を紐づけしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できる体制（オンライン資格確認システム）を整備しております。マイナンバーカードを利用し医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。



✔ オンライン請求を行っています。



✔ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応を予定しております。



✔ オンライン資格確認を行う体制を有しています。



✔ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。



✔ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。



✔ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、ウェブ掲示しています。



✔ 電子処方箋を発行する体制を導入予定です。



マイナ保険証や問診表等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため
マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。



上記の体制整備に伴い、



- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算2（入医DX2）
- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算3（外医DX3）を近畿厚生局に届出しています。

